

IX

# 改正前の税法に基づくとした場合の注記は？ グループ通算制度移行に係る税効果会計のポイント

EY新日本有限責任監査法人  
公認会計士 大竹 勇輝

【この章のエッセンス】

●2020年12月期の決算の税効果会計の適用にあたって、適用範囲に含まれる企業は、グループ通算制度への移行およびグループ通算制度の見直しが行われた項目について、改正前の税法の規定に基づくことができる。

●改正前の税法の規定に基づくこととした場合、繰延税金資産および繰延税金負債の額について、実務対応報告39号「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」(以下、「本実務対応報告」という)の取扱いにより改正前の税法の規定に基づいている旨を注記する。

## はじめに

2020年3月31日に企業会計基準委員会(以下、「ASBJ」という)より、本実務対応報告が公表されている。

本実務対応報告については、公表日である2020年3月31日以後適用することとされており、12月末を決算日とする12月決算会社については、年度決算では2020年12月期の決算から適用することになるため、本稿ではその概要を解説している。

なお、文中意見に係る部分は筆者の私見である旨、あらかじめお断り申し上げます。

## 本実務対応報告の内容

### (1) 公表の経緯

令和2年度税制改正において、従来の連結納税制度が見直され、グループ通算制度に移行する令和2年法律8号「所得税法等の一部を改正する法律」(以下、「改正法人税法」という)が2020年3月27日に成立しており、適用企業については、2022年4月1日以後に開始する事業年度からグループ通算制度が適用されることとなる。これにより、グループ通算制度の適用対象となる企業は、改正法人税法の成立日以後に終了する事業年度の決算(四半期決算を含む)において、グループ通

算制度の適用を前提として、繰延税金資産の回収可能性の判断を行う必要がある。しかし、繰延税金資産の判断を行うことについて、実務上困難であるとの意見が聞かれたことから、ASBJでは、必要と考えられる取扱いを検討し、本実務対応報告を公表したとされている(本実務対応報告7項)。

### (2) 適用範囲

本実務対応報告は、改正法人税法の成立日の属する事業年度において、連結納税制度を適用している企業および改正法人税法の成立日より後に開始する事業年度から、連結納税制度を適用する企業を対象とするとされている(本実務対応報告2項)。

連結納税制度の適用法人は、内国法人および当該内国法人との間に当該内国法人による完全支配関係がある他の内国法人のすべてとされている(法法4の2)。一方、完全支配関係を有していなくとも、他の企業に財務および営業または事業の方針を決定する機関を支配されている会社は子会社に該当し、連結財務諸表の作成にあたっては、親会社は原則としてすべての子会社を連結の範囲に